

## 長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）補助金実施要領

（平成 27 年 7 月 2 日付け 27 介第 193 号健康福祉部長通知）

【改正】 （平成 28 年 3 月 29 日 27 介第 582 号健康福祉部長通知）

【改正】 （平成 29 年 2 月 17 日 28 介第 478 号健康福祉部長通知）

【改正】 （平成 29 年 8 月 9 日 29 介第 272 号健康福祉部長通知）

【改正】 （令和 3 年 8 月 30 日 3 介第 442 号健康福祉部長通知）

【改正】 （令和 3 年 11 月 17 日 3 介第 605 号健康福祉部長通知）

【改正】 （令和 5 年 2 月 22 日 4 介第 1196 号健康福祉部長通知）

【改正】 （令和 5 年 9 月 22 日 5 介第 678 号健康福祉部長通知）

【改正】 （令和 5 年 11 月 16 日 5 介第 915 号健康福祉部長通知）

【改正】 （令和 6 年 10 月 25 日 6 介第 716 号健康福祉部長通知）

【改正】 （令和 7 年 11 月 26 日 7 介第 753 号健康福祉部長通知）

### 第 1 目的

この要領は、長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）補助金（以下「補助金」という。）の対象となる事業の実施に関する必要な事務手続き等について、長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

### 第 2 県が市町村又は民間事業者へ補助する事業（第 3 に定める事業を除く）

補助金交付要綱第 2 に定める事業で、市町村が自ら実施する事業又は民間事業者が実施する事業（以下、「県補助事業」という。）に対して、県が補助金を交付する場合の手続き及び交付条件は次のとおりとする。

#### 1 事務手続きの流れ

##### （1）計画の策定等（所要額の積算）

###### ① 市町村が自ら県補助事業を実施する場合

市町村は各年度に実施する県補助事業について、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）に基づく計画（以下、「市町村計画」という。）を作成する。

###### ② 民間事業者が県補助事業を実施する場合

県は民間事業者に対し、県補助事業の要望確認を行い、県の所要額を積算する。

(2) 各年度実施事業に係る協議

① 市町村が自ら県補助事業を実施する場合

市町村は市町村計画に基づき、各年度に実施する県補助事業について、別紙様式1により、別に定める期限までに県に対して協議を行うこと。

② 民間事業者が実施する場合

民間事業者は各年度に実施する事業について、別紙様式1により、別に定める期限までに県に対して協議を行うこと。

(3) 市町村又は民間事業者への内示

県は市町村又は民間事業者からの協議内容を審査の上、市町村又は民間事業者に対して内示を行う。

(4) 交付申請

市町村又は民間事業者は補助金交付要綱の定めにより、県に交付申請を行うこと。

(5) 市町村又は民間事業者への交付決定

県は市町村又は民間事業者からの申請内容を審査の上、市町村又は民間事業者に対して交付決定を行う。

(6) 実績報告

県補助事業の完了後、市町村又は民間事業者は補助金交付要綱の定めにより、県に実績報告を行うこと。

(7) 額の確定通知

県は実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、内容が適正であれば交付すべき補助金の額を確定し、市町村又は民間事業者に対して通知する。市町村又は民間事業者は額の確定通知の受理後速やかに補助金請求書を県に提出すること。

(8) 補助金の支払い

請求内容が適正であれば、県から市町村又は民間事業者に対して補助金の交付を行う。

## 2 補助金の交付条件

(1) 県の補助により市町村又は民間事業者が県補助事業を実施する場合

県が、県補助事業に対して長野県地域医療介護総合確保基金（以下、「基金」という。）を財源の全部又は一部として補助する場合には、市町村又は民間事業者に対し次の条件が付されるものとする。

① 県補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、県の補助を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

なお、入札に、予定価格等を知り得る者（発注者自身等）が参加する場合の

入札公告の方法については、別に定めるところによるものとする。

- ② 県補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く）する場合には、県知事の承認を受けなければならない。
- ③ 県補助事業を中止し、又は廃止する場合は、県知事の承認を受けなければならない。
- ④ 県補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は県補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに県に報告してその指示を受けなければならない。
- ⑤ 県補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

県補助事業を行う者が市町村である場合にあっては、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、補助事業者が民間事業者である場合にあっては、補助事業に係る収入支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、それぞれ補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならないこと。ただし、県補助事業により取得し、又は効用の増加の価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならないこと。

- ⑥ 県補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに県補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、県知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- ⑦ 県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- ⑧ 県補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、県補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ⑨ 県補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- ⑩ 県補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（次のア又はイに掲げる場合を除き、仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式2によ

り速やかに、遅くとも県補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに県知事に報告しなければならない。なお、民間事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

ア 県補助事業の交付申請に当たり、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかである場合であって、当該額を減額して申請している場合

イ 県補助事業の実績報告等の際に、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかであり、かつ、当該額を補助金の額から減額して報告した場合

- ⑪ 県補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金は除く。
- ⑫ 定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合に土地所有者が一時金のうち未充当期間相当額を借地権者である市町村又は民間事業者に返還する旨、定期借地権契約書に定めなければならない。土地所有者より返還があった場合には、県知事へ報告するとともに、返還額の全部又は一部を県に納付しなければならない。

なお、市町村又は民間事業者の事由による定期借地権契約の解約であつても、市町村又は民間事業者は、返還額の全部又は一部を県に納付しなければならない。

- ⑬ 災害イエローゾーンにおいて、介護施設等の新規整備（創設（開設）のみならず増築（床）、改築（再改築）、増改築も含む。）を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、介護施設等の整備に関する事業による補助の対象としないこと。ただし、次に掲げる場合には補助の対象とすることができる。

ア 土砂災害警戒区域または浸水深1メートル以上の浸水想定区域等の場合

は、次の（ア）から（エ）の全てに該当すること

イ 浸水深1メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次の（ウ）及び（エ）に該当すること

（ア）新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。

（イ）新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する市区町村において、災害イエローゾーンにおける介護施設等の新規整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において市区町村の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。

（ウ）新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。

（エ）新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。

なお、災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。

（以下同じ。）

ア 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12 年法律第57 号）第7 条第1 項の土砂災害警戒区域

イ 浸水想定区域等

浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。

（ア）水防法（昭和24 年法律第193 号）第14 条第1 項又は第2 項の洪水浸水想定区域、同法第14 条の2 第1 項又は第2 項の雨水出水浸水想定区域、同法第14 条の3 第1 項の高潮浸水想定区域

（イ）津波防災地域づくりに関する法律（平成23 年法律第123 号）第10 条第3 項第2 号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第53条第1 項の津波災害警戒区域

（ウ）特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3 年法律第31 号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成15 年法律第77 号）第32 条第1 項の都市洪水想定区域、同法第32条第2 項の都市浸水想定区域

⑭ 民間事業者が、土砂災害警戒区域等の危険区域において、県補助事業として

補助金交付要綱第2（1）に定める事業により養護老人ホーム又はケアハウス（以下、「養護老人ホーム等」という。）の整備を実施する場合、土砂災害等に対する安全対策につき十分に配慮するため、「土砂災害警戒区域内における大規模入所施設（社会福祉施設）の整備に対する補助金交付の基準について（通知）」（平成25年11月27日付け25健福政第416号長野県健康福祉部長通知）に係る補助金交付の基準を準用する。

⑮ 民間事業者が、県補助事業として補助金交付要綱第2（1）に定める事業により養護老人ホーム等の整備を実施する場合、適正な事業遂行を担保するため、県において定める「社会福祉法人・社会福祉施設整備審査会設置要綱」及び「社会福祉法人等における社会福祉施設整備現地調査取扱要領」の規定を適用する。

⑯ 県補助事業を行う者が①から⑮までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

### 第3 民間事業者に対する市町村の補助に県が補助する事業

補助金交付要綱第2に定める事業で、民間事業者が実施する事業に市町村が補助する事業（以下、「市町村補助事業」という。）に対して、県が補助金を交付する場合の事務手続き及び交付条件は次のとおりとする。

#### 1 事務手続きの流れ

##### （1）計画の策定等（所要額の積算）

市町村は各年度に実施する市町村補助事業について、市町村計画を作成する。

##### （2）各年度実施事業に係る協議

市町村は市町村計画に基づき、各年度に実施する市町村補助事業について、別紙様式1により、別に定める期限までに県に対して協議を行うこと。

##### （3）市町村への内示

県は市町村からの協議内容を審査の上、市町村に対して内示を行う。

##### （4）交付申請

市町村は補助金交付要綱の定めにより、県に交付申請を行うこと。

##### （5）市町村への交付決定

県は市町村からの申請内容を審査の上、市町村に対して交付決定を行う。

##### （6）実績報告

市町村補助事業の完了後、市町村は補助金交付要綱の定めにより、県に実績報告を行うこと。

##### （7）額の確定通知

県は実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、内容が適

正であれば交付すべき補助金の額を確定し、市町村に対して通知する。市町村は額の確定通知の受理後速やかに補助金請求書を県に提出すること。

(8) 補助金の支払い

請求内容が適正であれば、県から市町村に対して補助金の交付を行う。

2 補助金の交付条件

(1) 市町村の補助により民間事業者が市町村補助事業を実施する場合

県が、市町村補助事業に対してこの基金を財源の全部又は一部として助成する場合には、市町村に対し次の条件が付されるものとする。

- ① 市町村補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く）する場合には、県知事の承認を受けなければならない。
- ② 市町村補助事業を中止し、又は廃止する場合は、県知事の承認を受けなければならない。
- ③ 市町村補助事業が予定の期間内に完了しない場合は又は市町村補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに県に報告してその指示を受けなければならない。
- ④ 市町村補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、当該歳入及び歳出について証拠書類を整備し、それぞれ補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならないこと。ただし、市町村補助事業により取得し、又は効用の増加の価額が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならないこと。
- ⑤ 市町村が、市町村補助事業に対して県からの補助金を財源の全部又は一部として助成する場合には、民間事業者に対し次の条件が付されるものとする。
  - ア 市町村補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、市町村の補助を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

なお、入札に、予定価格等を知り得る者（発注者自身等）が参加する場合の入札公告の方法については、別に定めるところによるものとする。
  - イ 市町村補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
  - ウ 市町村補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市町村長の承認を受けなければならない。

- エ 市町村補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は市町村補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。
- オ 市町村補助事業に係る収入支出の関係を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、それぞれ補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しなければならないこと。ただし、市町村補助事業により取得し、又は効用の増加の価額が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておくなければならないこと。
- カ 市町村補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市町村補助事業により取得し、又は効用の増加した価額が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- キ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。
- ク 市町村補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ケ 市町村補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- コ 市町村補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（次の（ア）又は（イ）に掲げる場合を除き、仕入控除税額が0円の場合を含む。）は速やかに、遅くとも市町村補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市町村長に報告しなければならない。なお、民間事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に返還しなければならない。



- (ア) 市町村補助事業の交付申請に当たり、市町村の定めるところにより、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかである場合であって、当該額を減額して申請している場合
  - (イ) 市町村補助事業の実績報告等の際に、この補助金に係る消費税等相当額が明らかであり、かつ、市町村が定めるところにより当該額を補助金の額から減額して報告した場合
- サ 市町村補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金は除く。
- シ 災害イエローゾーンにおいて、介護施設等の新規整備（創設（開設）のみならず増築（床）、改築（再改築）、増改築も含む。）を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、介護施設等の整備に関する事業による補助の対象としないこと。ただし、次に掲げる場合には補助の対象とすることができる。
- (ア) 土砂災害警戒区域または浸水深 1 メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次の a から d の全てに該当すること
  - (イ) 浸水深 1 メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次の c 及び d に該当すること
    - a 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する日常生活圏域において、当該日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである等、災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。
    - b 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する市区町村において、災害イエローゾーンにおける介護施設等の新規整備を認めない場合、当該施設が所在する区域において市区町村の介護保険事業計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。
    - c 新規整備を行う介護施設等又は介護施設等が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。
    - d 新規整備を行う介護施設等の事業用地が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること。
- ス 定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合に土地所有者が一時金のうち未充当期

間相当額を借地権者である民間事業者に返還する旨、定期借地権契約に定めなければならない。土地所有者より返還があった場合には、市町村長へ報告するとともに、返還額の全部又は一部を市町村に納付しなければならない。

なお、民間事業者の事由による定期借地権契約の解約であっても、民間事業者は返還額の全部又は一部を市町村に納付しなければならない。

セ 補助金交付要綱第2（1）に定める事業（民間事業者が実施する事業に中核市が補助する事業を除く。）によりケアハウスの整備を実施する場合、適正な事業遂行を担保するため、県において定める「社会福祉法人・社会福祉施設整備審査会設置要綱」の規定が適用されること。

ソ 市町村補助事業を行う者がアからセまでにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

⑥ ⑤により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ県知事の承認又は指示を受けなければならない。

⑦ ⑤のキ、コ又はスの条件により民間事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の返還、又は定期借地権契約の解約による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額又は返還額の全部又は一部を県に納付させることがある。

⑧ 民間事業者が⑤により付した条件に違反し、市町村へ納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

#### 第4 軽微な変更の範囲

第2の2（1）②、第3の2（1）①及び第3の2（1）⑤イに規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ次に掲げるいずれかの変更をいう。

- （1）事業内容の著しい変更とならない場合
- （2）補助対象経費の20パーセント以内で増額又は減額する場合
- （3）事業内容に変更が無く、入札減などやむを得ない事由により補助金額を20パーセントの範囲内で減額する場合

#### 第5 補助額の算定方法

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律64号）第4条第1項の規定により作成された都道府県計画に記載された事業について、補助金交付要綱の別表の第1欄に定める対象施設ごとに、第2欄に定める補助単価に単位の数を乗じて得た額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。

ただし、「定期借地権設定のための一時金の支援事業」及び「介護職員の宿舎施設整備事業」については、補助金交付要綱の別表の第1欄に定める対象施設ごとに、

第2欄に定める補助基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。また、「介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業」については、補助金交付要綱の別表の第1欄に定める対象施設ごとに、第3欄に定める補助単価に単位の数に乗じて得た額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。

なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

## 第6 その他

市町村は、長野県地域医療介護総合確保基金事業を活用して行われる事業に係る補助金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続等の補助要綱を定め、実施するものとする。

附 則

(適用期日)

この要領は、平成27年度の補助金から適用する。

附 則（平成29年8月9日29介第272号）

(適用期日)

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（令和3年8月30日3介第442号）

(適用期日)

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和3年11月17日3介第605号）

(適用期日)

この要領は、令和3年11月1日から適用する。

附 則（令和5年2月22日4介第1196号）

(適用期日)

この要領は、令和5年3月1日から適用する。

附 則（令和5年9月22日5介第678号）

(適用期日)

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和 5 年 11 月 16 日 5 介第 915 号）

（適用期日）

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 10 月 25 日 6 介第 716 号）

（適用期日）

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 11 月 26 日 7 介第 753 号）

（適用期日）

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(別紙様式1)

第 号  
年 月 日

長野県知事 様

〒  
所在地  
補助事業者名  
代表者氏名

年度長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）  
補助金 に係る協議について

年度において、下記の事業を実施したいので、関係書類を添えて協議します。

記

|                          | 事業名                            |
|--------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 地域密着型サービス等整備助成事業               |
| <input type="checkbox"/> | 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業            |
| <input type="checkbox"/> | 定期借地権設定のための一時金の支援事業            |
| <input type="checkbox"/> | 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援等事業    |
| <input type="checkbox"/> | 民有地マッチング事業                     |
| <input type="checkbox"/> | 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業 |
| <input type="checkbox"/> | 介護職員の宿舍施設整備事業                  |

関係書類

- ・概要書
- ・その他必要な書類

(別紙様式2)

第 号  
年 月 日

長野県知事 様

〒

所在地

補助事業者名

代表者氏名

年度長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）  
補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった 年度長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告します。

1 施設の種類及び名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条、  
実施要領第2の1の（7）及び第3の1の（7）による確定額又は事業実績報告による精算額  
金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要  
補助金返還相当額）  
金 円

4 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる書類）を添付する。